

## 4 多胎妊産婦への支援（産前・産後サポート事業）

### 【制度の概要】

厚生労働省は、孤立しやすく、産前・産後で育児等の負担が多い多胎妊産婦を支援<sup>44</sup>するため、令和 2 年度に「産前・産後サポート事業」<sup>45</sup>の中に、多胎妊産婦や多胎家庭（以下「多胎妊産婦等」という。）を支援するためのメニュー（「多胎ピアサポート事業」及び「多胎妊産婦等サポーター等事業」）を創設した。

「多胎ピアサポート事業」は、多胎児の育児経験者家族との交流会の開催や多胎児の育児経験者による相談支援を行うものであり、「多胎妊産婦等サポーター等事業」は、外出時の補助や日常の育児に関する介助等を行うものである。

いずれも事業実施主体は市町村であるが、多胎児の育児経験のある家庭や対象となる多胎妊産婦等が少ないなどの状況によっては、他の市町村と共同で実施することは差し支えないものとされている。

なお、厚生労働省によれば、令和 2 年度の多胎妊産婦等サポーター等事業については 28 市町村（1.6%）が実施としている<sup>46</sup>。

### 【調査結果】

調査した 12 都道府県の 53 市町村<sup>47</sup>における多胎妊産婦支援に係るメニュー創設初年度（令和 2 年度）の状況は、図 4-①のとおり、1 市町村が多胎ピアサポート事業を実施しているのみで、令和 3 年度以降実施を予定又は今後実施を検討とする市町村もほとんどみられなかった。

<sup>44</sup> 多胎妊娠とは双子、三つ子など複数の胎児を同時に妊娠することをいう。多胎児の出生割合は体外受精が本格化し始めた 1980 年代に急増し、2005 年にピークを迎え、生殖補助医療（ART）における単一胚移植の推進と排卵誘発技術の向上により減少傾向を示すものの、減少傾向は鈍化しているとされる。多胎出生の約 4 割が不妊治療によるとの研究もある。

また、多胎児の育児に伴う負担について、三つの側面からみると、第一に、身体的負担として、妊娠中の（特に入院による）筋力低下と育児による腰痛、睡眠不足、第二に、精神的負担として、多胎児の育児に特徴的な育児不安（例えば、複数の児に対して同じ愛情を注いでいないと感じることによる罪悪感）や育児困難、こうしたことが原因で抑うつ傾向を呈したり、児に虐待感情を持ったりすること、第三に、社会的負担として、地域社会からの孤立（例えば、過重な育児負担による外出困難）と経済的な負担が大きいことがあるとされている。

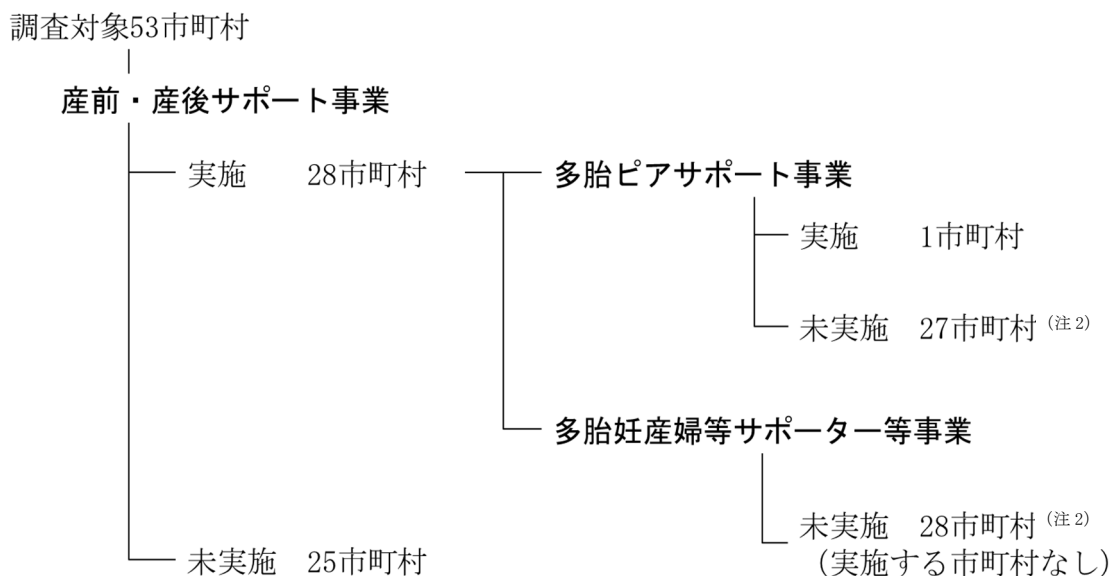
（厚生労働省平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「多胎育児家庭の虐待リスクと家庭訪問型支援の効果等に関する調査研究」（平成 30 年 3 月一般社団法人日本多胎支援協会））。

<sup>45</sup> 妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図ることを目的とする事業（平成 27 年度から実施。26 年度は妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として実施）

<sup>46</sup> 令和 3 年 3 月 22 日参議院内閣委員会における厚生労働省政府参考人答弁

<sup>47</sup> 実地調査に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、市町村の状況に応じ調査時間を極力制限するなどの対応を講じた。このため、多胎妊産婦への支援に関して調査をしていない 8 市町村を除いている。

図 4-① 調査対象市町村における事業の実施状況



(注) 1 当省の調査結果による。

2 多胎ピアサポート事業未実施市町村のうち 4 市町村が令和 3 年度以降実施予定であり、多胎妊産婦等サポーター等事業未実施市町村のうち 2 市町村が今後実施を検討としていた。

多胎ピアサポート事業を実施している 1 市町村は「市町村の独自事業として実施していた多胎児交流会について、令和 2 年度からは国の補助事業として実施しているもの」となっていた (表 4-①)。

表4-① 多胎ピアサポート事業の実施例

事例の概要
「不妊治療の内容が変わり多くの受精卵を移植することが少なくなった結果、多胎妊娠は少なくなったが、平成10年代前半には多くあったこと」、「三つ子・四つ子などの多胎児の育児負担に悩む家庭も多かったこと」から支援が必要と考え、平成14年度から市町村の独自事業として月に1度の多胎児交流会を開催。令和2年度からは、産前・産後サポート事業として実施

(注) 当省の調査結果による。

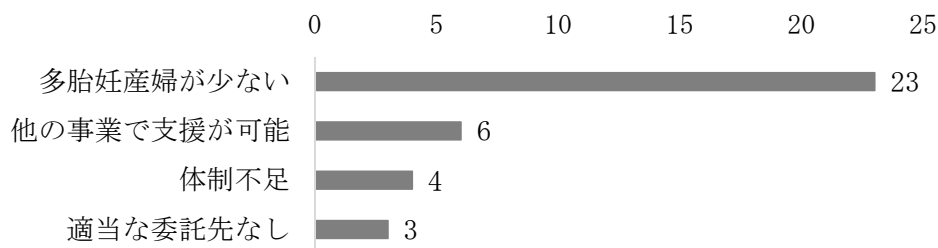
多胎ピアサポート事業又は多胎妊産婦等サポーター等事業の未実施市町村 (産前・産後サポート事業の未実施市町村を含む。) における事業未実施理由について、把握できた限りでは、図 4-②のとおり、「多胎妊産婦が少ない」ことを理由とする市町村が大半 (32 市町村中 23 市町村) であった。

多胎妊産婦が少ないとする市町村では、多胎妊産婦が「5年に1人程度」や「年に1、2人」とするところから、多いところでも「年10人程度」としていた。

多胎妊産婦が少ないことを踏まえた具体の未実施理由は様々<sup>48</sup>であるが、いずれにせよ市町村の現場では、域内に「多胎妊産婦が少ないこと」が、事業実施上の共通のあい路となっていた。

図4-② 事業を実施していない理由

(単位：市町村(重複回答))



(注) 1 当省の調査結果による。

2 「他の事業で支援が可能」としている6市町村以外にも、市町村の独自事業等他の事業を活用して多胎妊産婦の支援を行っている市町村がある(後述)。

令和元年の複産の分娩件数は、全体の1.0%(分娩件数87万5,470件のうち9,083件)となっている。また、全国1,741市町村のうち、令和元年の出生数が100人以下の市町村は780市町村(44.8%)、1,000人以下は1,556市町村(89.4%)となっている(図4-③)<sup>49</sup>。

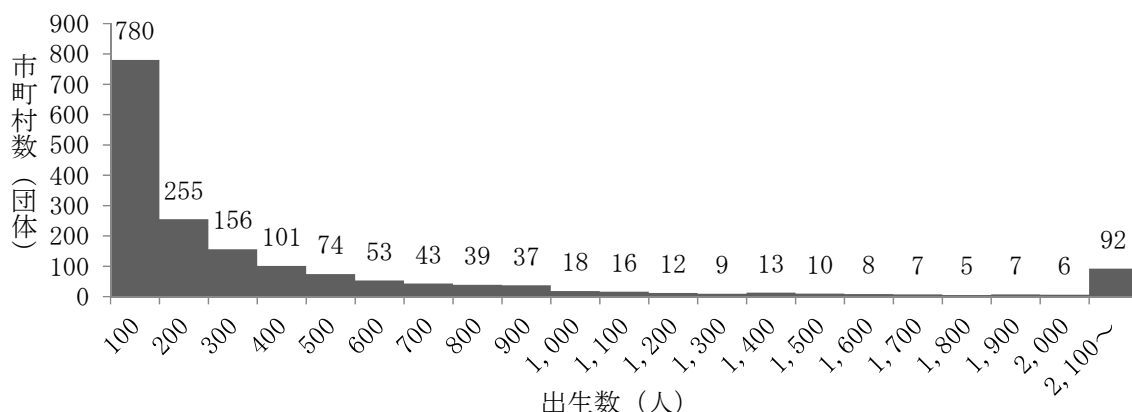
このため、市町村域内に対象となる多胎妊産婦が少ないという課題は、今回の調査対象市町村に限らず多くの市町村で共通する課題と推察されるが、その点が、メニューの創設に当たりどこまで考慮されたのかは判然としない<sup>50</sup>。

<sup>48</sup> 多胎妊産婦が少ないことにより、「ニーズがない」、「事業を実施する必要性を感じない」、「事業の優先度が低い」とするものや「一市町村の域内に多胎妊産婦や多胎児の育児経験者がほとんどおらず事業が成り立たない」とするものなどがある。

<sup>49</sup> 「令和元年(2019年)人口動態統計」による。

<sup>50</sup> 「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」において、「多胎育児の経験のある家庭や、対象となる多胎妊産婦等が少ないなどの状況によっては、他市町村と共同で実施することは差し支えない」とされており、対象となる多胎妊産婦等が少ないなどの状況があり得ることがあらかじめ想定されていたことは分かる。

図4-③ 年間の出生数の規模ごとの市町村数



(注) 「令和元年(2019年)人口動態統計」に基づき、当省が作成した。

(事業実施のスキーム)

事業を実施する場合について、幾つかの市町村から、表4-②のとおり、例えば「都道府県が保健所管轄単位で複数市町村をまとめて支援策を講ずることが必要」など、広域連携での多胎妊産婦支援のための仕組みづくりが必要といった意見がみられた。

表4-② 事業の実施形態に関する市町村の意見

No.	意見の概要
1	多胎妊産婦は毎年2、3人しかおらず、多胎妊産婦のサークル仲間作りも難しく、市町村単独では多胎妊産婦の支援が困難であることから、都道府県が保健所管轄単位で複数の市町村をまとめて支援策を講ずることが必要ではないか。
2	都道府県担当者も同席する母子保健担当者会議において、広域での多胎妊産婦の支援について、近隣の市町村と意見交換をしている。近隣地域において多胎妊産婦が年間1人いるかいないかという状況を踏まえ、広域での支援を実施できれば、多胎妊産婦が少ないところでも事業を活用できるのではないか。
3	市町村単独では、多胎妊産婦数も年間2、3人と少なく、ニーズも少ないため、多胎妊産婦等サポーター等事業については、近隣市町村、都道府県内市町村を合わせた広域での対応でないと実施は難しい。
4	一市町村の域内では支援する側もされる側も数が少ないため人を集められず、事業の実施は困難と考える。市町村域を越えて広域的に支援を行えば人を集められると考えるので、都道府県で広域的に実施してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

また、都道府県においても、市町村が単独で事業を実施することは困難という認識、理

解を有しているものがあり、表 4-③のとおり、1 都道府県で都道府県の事業として多胎妊産婦支援事業を実施し、2 都道府県で市町村における事業実施の支援を検討しているものがみられた。

表 4-③ 都道府県が多胎妊産婦への支援を実施又は市町村における事業実施の支援を検討している例

No.	事例の概要
1	<p>都道府県内における年間の多胎児出生が 60 組程度であり、市町村によっては、年 0 組から 1 組程度と、事業の対象となる多胎妊産婦が少ないこともあり、市町村が個々に対応するのは困難であると認識している。また、各市町村では、多胎児親子や多胎児の育児経験者が少なく、交流会や多胎児の育児経験者による相談支援を実施できる環境が整っていないことから「多胎ピアサポート事業」等が実施されていない。</p> <p>このため、都道府県内のどこに住んでいても安心して多胎児の出産・育児ができるよう、令和2年度から、都道府県の独自事業として多胎家庭へのサポート事業を実施している。当該事業は、「多胎妊娠・育児等に関する情報を届けるため、都道府県が「ふたご手帖」<sup>51</sup>を購入し、多胎児出生の割合に応じて、都道府県内市町村に配布するとともに、各市町村等の保健福祉業務従事者向けの研修を実施する事業」、「都道府県内の多胎支援団体を通じ、多胎家族の交流会や多胎児の育児経験者による相談会を実施する事業」、「多胎家庭へのヘルパー派遣事業」の三つの事業を内容とするものとなっている。</p>
2	<p>都道府県内市町村の中には、交流会等を独自で実施している市町村はあるものの、国庫補助事業の活用等には至っていない。都道府県では、国の事業の活用等による多胎家庭支援の取組促進を図っていきたいと考えているが、特に出生数の少ない市町村においては、単独市町村での取組が難しく、広域的な対応が必要であると考える。今後、都道府県及び管轄保健所において、広域でのふたご交流会の実施など支援の在り方について検討していく。</p>
3	<p>今後、都道府県内市町村からの母子保健事業に係る報告を基に、市町村の実施する多胎妊産婦支援への対応を検討していく予定である。</p>

(注) 当省の調査結果による。

厚生労働省が、当該メニューの活用を、多胎妊産婦の支援の一つの軸として推進しようとするのであれば、広域的な事業実施スキームを含め、多胎児の育児経験者や多胎妊産婦等が少ない状況を念頭に置いた場合の事業活用イメージを具体的に示すなど、市町村の現場

<sup>51</sup> 多胎児の育児経験者の声を集めて作成した、妊娠・出産・育児支援冊子

実態を踏まえた支援を行う必要がある。

また、今回の調査において網羅的に把握しているものではないが、市町村の現場では、表 4-④のとおり、多胎妊産婦に対する支援や、多胎妊産婦も視野に入れた支援が実施されている場合があり、このような既存の支援との関係において、今回創設されたメニューがどのような位置付けにあるのかを明確にすることも重要と考える。

表 4-④ 多胎妊産婦も視野に入れた支援の例

支援の類型	該当市町村	主な内容
① 子育て支援に係る他の国の補助事業や都道府県の事業等を活用して支援	9 市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養育支援訪問事業<sup>52</sup>による産後家庭支援ヘルパー派遣事業において、産後 1 年以内の産婦で体調不良等により育児及び家事を行うことが困難であり、かつ他に育児を行う者がいない者に対する家事援助を実施（多胎出産の場合には利用回数の上限を単胎よりも優遇）</li> <li>・ 地域子育て支援拠点事業<sup>53</sup>の一環で、多胎出産の親子の集いの場、交流の場を提供</li> </ul>
② 市の独自事業において、ヘルパー派遣事業等の家事育児援助を実施 <sup>54</sup>	8 市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0歳から2歳までの在宅育児を行う保護者に対して、家事育児援助等の子育て支援サービスを利用する際に使用できるクーポンを交付（児の人数に応じて交付）</li> <li>・ 妊娠中又は出産後 1 年未満の妊産婦を対象として、タクシー料金の支払に利用できる利用券を交付（多胎児の場合、母子保健手帳ごとに利用券の交付を受けることが可能）</li> </ul>
③ 産後の訪問等の際に、多胎児の出産・育児経験者が訪問、帯同	2 市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村内の多胎サークルとも連携し、多胎出産経験者（母子保健推進員）による産後訪問も実施</li> </ul>
④ 近隣の多胎サークルな	8 市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多胎妊産婦用のパンフレットの配布や近隣</li> </ul>

<sup>52</sup> 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする事業（「養育支援訪問事業ガイドラインについて」（平成 21 年 3 月 16 日付け雇児発第 0316002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知））。支援の必要性を判断するため指標例の一つとして「多胎」が挙げられている。

<sup>53</sup> 地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする事業（「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成 26 年 5 月 29 日付け雇児発 0529 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知））。なお、多胎児に配慮した支援を行う場合、一定の要件の下、基準額が加算される。

<sup>54</sup> 多胎妊産婦のみを対象としたものではない。

どの自助グループや NPO 法人等の活動を紹介		市町村の多胎サークルを案内 <ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠届出時に記入してもらった連絡票を、都道府県に送付。都道府県から当該妊婦に多胎妊婦教室や多胎児の育児を支援する NPO 法人の案内が届く仕組み</li> </ul>
⑤ 市町村の施設を活動の場として開放するなど多胎サークルの活動を支援	3 市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動場所である市町村の施設を無償で利用できるよう支援</li> </ul>
⑥ 多胎妊産婦や多胎児の育児経験者との交流会等を開催	7 市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>多胎妊婦の子育てサークル立ち上げの契機とするため、市町村が主催の交流会を開催</li> </ul>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 支援が複数類型による場合、それぞれの類型に計上している。